



JR 連合 NEWS

JRに集う
すべての仲間の
JR連合への
総結集を！！

2020 年度

No. 59

2020年12月11日

日本鉄道労働組合連合会

2021 年度税制改正大綱が決定

JR二島・貨物への税制支援等の要望事項が反映！

～一方で資金繰り支援のための税制特例措置は盛り込まれず～

12月10日、与党（自由民主党・公明党）が令和3年度（2021年度）税制改正大綱を決定した。同大綱には、JR連合が交通重点政策2020をはじめ要望項目としてきた「鉄軌道用車両の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除」、「低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置」などの適用延長とともに、この間総力を挙げて取り組んだ「JR産業に関わる緊急政策課題の解決を求める署名」に掲げた「JR北海道、四国及び貨物支援」に係る税制支援措置の創設も盛り込まれた。一方、資金繰り支援のための「公租公課の負担軽減措置」については盛り込まれなかった。

これまでの間、コロナ禍において通常の組合活動を展開することが困難な状況にも関わらず、あらゆる職場においてかつてない規模の署名を集約し、その想いを胸にJR労使が一体となった決起集会を展開、政府に対して数次に亘る要請を行うなど、JR産業が直面する未曾有の危機を乗り越えるべく、これまでにない運動を実践できたことは大きな成果である。こうした様々な取り組みにご尽力頂いた組合員及びご家族、さらには我々の取り組みを支えて頂いた全ての皆様に御礼申し上げます。

署名活動をはじめとしたこの間の取り組みにご尽力頂いた全ての皆様に感謝！

しかしながら、こうした総力を挙げた取り組みを通じてJR連合のプレゼンスを高めることができた一方で、JR連合が提起してきた全ての要望事項を今般の税制改正大綱に反映させることができなかった点は課題として真摯に受け止めなければならない。足元では感染拡大が止まらず、JR産業にとって極めて厳しい状況が継続している。しかし、今後もJR産業は地域の発展に必要な不可欠な存在であり続け、そしてJR産業で働く全ての仲間にとって希望の持てる産業であり続けなくてはならない。JR連合はJR産業が持続的成長を遂げるために、存する様々な政策課題の実現に向けて全ての関係者と連携して取り組んでいく。

～2021 年度税制改正大綱（JR連合の要望事項を抜粋）～

- ・ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、エレベーター設置事業の対象範囲に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化基本構想に位置づけられた1日平均利用者数2,000人以上の駅で実施される事業を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- ・ 鉄軌道事業者が取得した新造車両等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る環境性能要件を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ・ 鉄道事業又は軌道事業を営む者等が鉄道用車両、軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあつては、駅の構内等において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフト等の機械を含む。）の動力源に供する軽油の引き取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。
- ・ 鉄軌道事業者が取得した日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の改正を前提に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が改正後の同法の規定に基づき取得する一定の土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和6年3月31日にまで講ずる。
- ・ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の改正を前提に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が改正後の同法の規定に基づき取得する一定の土地に係る所有権の移転登記を、登録免許税法別表第三（登録免許税の非課税登記）に追加する。
- ・ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる国庫補助金等の範囲について、次の見直しを行う。
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の改正を前提に、改正後の同法に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金で鉄道施設等の安全対策に関する追加的支援に係るものを、引き続き対象とする。